

平成二十七年四月十七日受領  
答弁第一九二号

内閣衆質一八九第一九二号

平成二十七年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町村 信 孝 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省参与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省参与に関する質問に対する答弁書

一について

外務省参与は、一般職の非常勤の国家公務員であり、職務の遂行に必要な場合には、秘密に指定された文書を閲覧することができる。

二について

一般に、外務省参与が国の用務により外国に渡航する場合には、外交旅券が発給される。

三について

お尋ねについては、他の外務省職員の出張と同様に取り扱われる。

四について

外務省の報償費は、外務省参与を含む外務省職員が行う公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び外交関係を有利に展開するための活動に支出される。

五について

外務省として、在沖縄米軍に係る問題や沖縄県及び同県内の市町村の国際交流等について助言を得るた

め、御指摘の者を外務省参与に任命したものであり、任命に当たっては、御指摘の者にその旨を説明している。